

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29～33年度)

資料9

報告機関名(児童家庭課)

| 管理番号 | 基本的な方向 | 具体的な方向    | 取組の内容                    | 事業名                               | 平成28年度の取組  | 課題                                    | これからの対策<br>(具体的な取組内容)  | 29年度   | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 第三次計画での<br>数値目標                                 | 担当課<br>(担当・内線)                  | 計画冊子<br>記載<br>ページ  |    |
|------|--------|-----------|--------------------------|-----------------------------------|--|---------------------------------------|--|--|------|------|------|------|---|---------------------------------|--------------------|----|
| 1    | 1      | ① 情報提供の充実 | ア 現行支援制度の周知<br>イ 相談窓口の周知 | ◆ひとり親家庭等自立支援事業<br>◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | ◆ひとり親家庭等福祉のしおりやホームページ等による制度や相談窓口の周知<br>・「しおり」を窓口へ設置<br>・相談者に「しおり」を配布、制度や相談窓口を説明<br>◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼<br>◆町村と連携した制度等の周知   | ◆対象者への制度の周知<br>◆町村及び福祉保健所職員の説明や対応力の向上 | ◆ひとり親家庭等福祉のしおりやホームページ等による制度や相談窓口の周知<br>・相談者に「しおり」を窓口へ設置<br>・説明を依頼<br>◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼<br>◆町村と連携した制度等の周知<br>・相談者が必要とする情報を確実に届けるように、町村等と緊密に連携していく。<br>◆町村や福祉保健所の職員の現行制度の理解を深める。<br>・町村職員にさまざまな機会を通じて現行制度について説明を行っていく。 | ◆町村広報、しおり、ホームページを活用した制度や相談窓口の周知<br>◆関係機関や生活保護担当との連携による情報提供<br>◆職員間での制度についての理解        |      |      |      |      |   | 児童家庭課<br>(福原・9666)              | 16                 |    |
| 2    | 1      | ① 情報提供の充実 | ア 現行支援制度の周知<br>イ 相談窓口の周知 | ◆児童相談所関係事業                        | ◆保育福祉センターのホームページ等の周知   | ◆保育福祉センターの相談部以外との情報共有や中央児童相談所との連携     | ◆相談情報の積極的な発信<br>◆保育福祉センターのホームページ等に関する情報提供  | ◆ホームページ等で相談に関する情報提供  |      |      |      |      |   |                                 | 児童家庭課<br>(中岡・9633) | 16 |
| 3    | 1      | ① 情報提供の充実 | ア 現行支援制度の周知<br>イ 相談窓口の周知 | ◆ひとり親家庭等自立支援事業<br>◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | ◆ひとり親家庭等福祉のしおりの配布<br>・市町村等の関係機関を通じて全戸配布による相談窓口等の周知<br>配布部数:20,000部<br>配布先:34市町村他327か所<br>(新たに保育所、学校関係等に配付)<br>◆ひとり親家庭等福祉のしおりを県ホームページへの掲載<br>◆各種事業の広報用リーフレットの作成、配布<br>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの作成、配布<br>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌へ掲載<br>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのホームページを通じて各種制度、窓口等の情報提供<br>+H28年度センターホームページ閲覧数:6,174件<br>◆支援制度、センターについてラジオ等の媒体を用いた広報 | ◆ひとり親家庭等の支援制度、相談窓口の認知度向上に向けた周知の強化     | ◆ひとり親家庭等福祉のしおりの配付先の拡大<br>◆市町村等と連携したしおりの活用方法の充実<br>・市町村等と連携し、離婚手続き時等ポイントを教り、ひとり親家庭に必要な情報が届く体制を確立する<br>◆センターや制度等をPRのための手に取りやすいカードを活用した周知<br>◆広報媒体の拡大<br>・より幅広い世代に対して効果的に情報発信していくため、SNS等の広報媒体を活用する。                           | ◆しおりの配付先の拡大<br>◆市町村等と連携したしおりの活用方法の充実<br>◆SNS等を活用した広報媒体の拡大<br>→幅広い層に相談窓口の情報が行き渡る環境の整備 |      |      |      |      | ◆ひとり親家庭に関する制度を知らない人の割合:20%<br>(ひとり親家庭実態調査による数値) | 児童家庭課<br>(福原・9654)<br>(井上・2348) | 16                 |    |

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29～33年度)

報告機関名(児童家庭課)

| 管理番号 | 基本的な方向         | 具体的支援方向   | 取組の内容                    | 事業名  | 平成28年度の取組   | 課題  | これからの対策(具体的な取組内容)   | 29年度   | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 第三次計画での数値目標 | 担当課(担当(内線))          | 計画冊子記号ページ                 |    |
|------|----------------|-----------|--------------------------|--|---|---|---|--|------|------|------|------|-------------|----------------------|---------------------------|----|
| 4    | 1 情報提供・相談体制の強化 | ① 情報提供の充実 | ア 現行支援制度の周知<br>イ 相談窓口の周知 | ◆消費生活行政推進事業<br>◆消費生活センター、女性相談支援センター、こども男女共同参画センターの相談窓口の周知、カードやチラシ等の配布、広報誌や情報誌等の掲載、ホームページからの発信等により、広く県民に周知している<br>◆消費生活相談窓口の周知<br>情報誌等の配布<br>くらしネットKochi<br>111,000部×4回<br>タウン情報誌への掲載<br>HPでの情報発信<br>◆DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の営業物を配布<br>DV啓発カード 23,500枚<br>DV啓発ポスター 路線バス40台、バス待合所2ヶ所<br>DV啓発チラシ 3,000枚<br>DV啓発冊子 200冊<br>◆ソールの相談窓口の周知<br>ホームページ、SNSによる広報啓発<br>広報誌(ソールスコープ等)、各種講座、ソールまつりを通じての広報啓発 | ◆消費生活センター、女性相談支援センター、こども男女共同参画センターの相談窓口の周知、カードやチラシ等の配布、広報誌や情報誌等の掲載、ホームページからの発信等により、広く県民に周知している<br>◆消費生活相談窓口の周知<br>情報誌等の配布<br>くらしネットKochi<br>111,000部×4回<br>タウン情報誌への掲載<br>HPでの情報発信<br>◆DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の営業物を配布<br>DV啓発カード 23,500枚<br>DV啓発ポスター 路線バス40台、バス待合所2ヶ所<br>DV啓発チラシ 3,000枚<br>DV啓発冊子 200冊<br>◆ソールの相談窓口の周知<br>ホームページ、SNSによる広報啓発<br>広報誌(ソールスコープ等)、各種講座、ソールまつりを通じての広報啓発 | ◆効果的な広報手段の検討<br>◆カードやチラシ等の配布への協力団体の拡大<br>◆民間支援団体との更なる連携強化(12.07)<br>◆ソールの周知について、若年層や男性の参加者、利用者の増加を図ること。 | ◆広報・広聴課との連携による、コンビニ等と連携した県民への幅広い広報<br>◆各種広報媒体(新聞、ラジオ)やホームページ、チラシ等を活用した情報発信<br>◆高知家の女性しごと応援室の広報<br>◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(11/12～11/25)の集中的な広報活動<br>・ラジオやホームページ<br>・広報誌等の各種広報媒体<br>・テレビや公共放送等による啓発・広報・情報発信<br>◆民間支援団体と連携した啓発・広報の実施<br>(啓発カードを挿入したポケットティッシュの作成・配布、相談カード作成啓発の一環として、トイレ内へのカード設置協力の店舗や企業への依頼、高知県のバーチャルライトアップの実施など)<br>◆ソールの周知について、大学生や男性の利用者層を囲むため、男性対象講座や若者対象講座(大学等)を実施する。<br>◆ソールの相談窓口の周知<br>ホームページ、SNS等による広報啓発。<br>広報誌(ソールスコープ等)、各種講座、ソールまつりを通じての広報啓発。 | ◆消費生活センター、女性相談支援センター、こども男女共同参画センター(ソール)、高知家の女性しごと応援室の相談窓口の周知<br>カードやチラシ等の配布、営業誌や情報誌への掲載、テレビやラジオの活用など、さまざまな広報手段を活用した周知、啓発を実施。 |      |      |      |      |             |                      | 県民生活・男女共同参画課<br>(次保・2380) | 16 |
| 7    | 1 情報提供・相談体制の強化 | ① 情報提供の充実 | イ 相談窓口の周知                | ◆民生委員・児童委員活動事業   | ◆民生委員・児童委員が地域で住民からの相談に対応し、必要に応じ関係機関へのつなぎ等を実施している。   | ◆ひとり親家庭等に対する民生委員・児童委員活動の周知が不十分  | ◆ひとり親家庭等に民生委員・児童委員の活動を通じた周知、地域での身近な相談相手であることを周知していただく。  | ◆民生委員・児童委員活動の広報・啓発を進める   |      |      |      |      |             | 地域福祉政策課<br>(紫山・9090) | 16                        |    |

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29～33年度)

報告機関名(児童家庭課)

| 管理番号 | 基本的な方向         | 具体的支援の方向     | 取組の内容                                   | 事業名  | 平成28年度の取組   | 課題  | これからの対策(具体的な取組内容)  | 29年度   | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 第三次計画での数値目標        | 担当課(担当(内線)) | 計画冊子位置ページ |
|------|----------------|--------------|---|--|---|---|--|--|------|------|------|------|--------------------|-------------|-----------|
| 10   | 1 情報提供・相談体制の強化 | ② 相談機能の充実・強化 | ア 相談体制の充実<br>○ひとり親家庭等就業者・自立支援センターにおける相談 | ◆ひとり親家庭等自立支援事業                                   | ◆ひとり親家庭等就業者・自立支援センターで実施している相談事業の中で、センターに相談した支援や他機関への紹介を行っている。<br>◆センターへの相談件数 1,029件<br>◆相談件数 28件<br>◆無料法律相談 28件   | ◆センターへの相談件数の減少<br>◆相談者のニーズに応じた支援ができるよう、相談体制を強化するとともに、関係機関との連携を含めた支援体制を構築していく。                                       | ◆相談者のニーズに応じ、必要な情報を提供する、他の支援機関につなげるなど相談支援体制を充実させていく。<br>◆法律相談の内容を充実させる。<br>◆相談者へのアンケートを行い、ニーズを把握する。<br>◆ひとり親家庭等就業者・自立支援センター、ハローワーク、高知家の女性ごと応接室等で定期的に連絡会を行い、支援の連携方法についてルール化を図る。<br>◆弁護士による法律相談を新たに始める。               | ◆相談者へのアンケート実施<br>→ニーズを把握しながら、関係機関による定期的な連絡会で連携方法をルール化<br>◆弁護士による法律相談の実施    |      |      |      |      | 児童家庭課<br>(深原・9654) | 16          |           |
| 11   | 1 情報提供・相談体制の強化 | ② 相談機能の充実・強化 | ア 相談体制の充実<br>○関係機関との連携                  | ◆ひとり親家庭等自立支援事業<br>◆母子父子家族福祉課<br>◆家庭児童相談<br>◆生活保護 | ◆町村担当等と連携した相談体制が取れている<br>◆チーム内や所内での情報交換や協議を行うことと対象者への対応方針が統一ができた。<br>◆母子生活支援施設の入所者の対応についてチーム内での情報共有や対応について協議を行った。<br>◆所内生活保護CWや子育て支援専門相談員と対象者の情報共有や遠征町村への情報提供を行った。<br>◆県の開催するひとり親家庭福祉事務担当等会に参加し、所内での制度の情報共有を行った。<br>◆しおり等の窓口配布  | ◆町村や関係機関との情報共有・連携促進<br>◆所内でのチーム内での情報共有の向上<br>◆支援者の相談対応能力の向上<br>◆各支援制度に対する理解促進<br>◆対象者への周知                           | ◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進<br>◆制度利用の相談時には、町村、関係機関と十分な連携を図り対応する。<br>◆相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。<br>◆所内での情報の共有化<br>◆所内での事例検討の開催<br>◆生活保護担当との情報共有及び連携<br>◆適切な対応ができるよう職員間の相談対応能力の向上<br>◆職員間で制度についての勉強会を行う。 | ◆相談の充実<br>・町村や関係機関との情報共有・連携促進<br>・母子児童担当と生活保護担当との連携<br>・各研修会への参加<br>・制度の周知 |      |      |      |      | 児童家庭課<br>(深原・9666) | 17          |           |
| 12   | 1 情報提供・相談体制の強化 | ② 相談機能の充実・強化 | ア 相談体制の充実<br>○教育関係機関との連携                | ◆SC等活用事業<br>◆SSW活用事業                             | ◆生徒指導上の顧問が依頼している状況にあり、子どもや保護者等が悩みを気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、課題解決まで寄り添った支援が求められている。<br>◆SC等を各学校に派遣し、さまざまなこととに悩む子どもや保護者等への多角的な支援の充実を図るとともにSC等による教職員への悩み研修を通して教職員の対応力を向上させた。<br>◆社会福祉等の専門的な知識・技術を活用して、児童生徒の相談に際したり、福祉関係等との関係機関とのネットワークを活用して援助を行う専門家であるSSWを市町村や県立学校に配置し、要請に応じた効果的な支援を行う。 | ◆相談活動以外のSC等の効果的な活用方法やSSWと福祉機関との連携を促進させる方法を検討していく必要がある。<br>◆SC等及びSSWの配置拡充を推進するための人材の確保及び対応力の更なる向上が必要である。             | ◆教育相談体制のさらなる充実<br>・SC等の配置を拡充し、全公立学校(小、中、高、特支)へ配置する。<br>・アウトルーチ型型の配置を拡充し、5市の教育支援センターにSC等を配置する。<br>・SSWの配置を拡充し、31市町村、県立学校15校に配置する。<br>・特に厳しい状況にある子どもたちへの支援の充実のため、特定の市へ重点配置を継続する。                                     | 「SC等」の適正配置及び相談体制の充実  |      |      |      |      | 人権教育課<br>(松村・3381) | 17          |           |
| 12   | 1 情報提供・相談体制の強化 | ② 相談機能の充実・強化 | ア 相談体制の充実<br>○教育関係機関との連携                | ◆心の教育センター教育相談事業                                  | ◆教育相談活動の実施<br>来所相談、出張教育相談(延べ244件)<br>24時間電話相談件数:960件<br>メール相談件数:81件   | ◆心の教育センターの周知がまだ不十分で、潜在的な要支援者が多いと思われる。<br>◆心理や福祉に高度な専門性を有するSCやSSWを常駐させたことで、幅広い課題に対応できるようになったが、緊急事業やより複雑な相談件数が増加している。 | ◆あらゆる広域媒体を通して、心の教育センターのさらなる周知に努める。<br>◆所内の事例検討会や学校など関係機関とのさらなる連携を進め、迅速で効果的な支援の実施に努める。<br>◆広報チラシ・電話相談カードの早期配布(4月初旬)及び広域媒体の積極的な活用による周知の徹底。   | 来所相談・出張教育相談・24時間電話相談・メール相談の実施<br>(ワンストップ&トータルな支援)                          |      |      |      |      |                    |             |           |

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29～33年度)

報告機関名(児童家庭課)

| 管理番号 | 基本方向           | 具体的支援方向      | 取組の内容                            | 事業名  | 平成28年度の取組   | 課題   | これからの対策(具体的な取組内容)  | 29年度   | 30年度                             | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 第三次計画での数値目標           | 担当課(担当(内線))              | 計画年度(計画ページ) |
|------|----------------|--------------|----------------------------------|--|---|--|--|--|----------------------------------|------|------|------|-----------------------|--------------------------|-------------|
| 13   | 1 情報提供・相談体制の強化 | ② 相談機能の充実・強化 | ア 相談体制の充実<br>○ 市町村社会福祉協議会等における相談 | ◆自立相談支援事業<br>◆家計相談支援事業<br>◆住居確保給付金                               | ◆自立相談支援事業<br>・東栗産(23町庁)<br>16町庁社協に委託<br>◆自立相談支援事業<br>・相談件数 1,033件<br>・プラン件数 35件<br>◆家計相談支援事業<br>・東栗産(23町庁)<br>高知県社会福祉協議会に委託。<br>◆家計相談支援事業<br>・相談人数 14人<br>・プラン作成人数 7人<br>◆住居確保給付金<br>・東栗産(23町庁)<br>◆住居確保給付金<br>・実績なし  | ◆自立相談支援事業<br>・各自立相談支援機関(16社協)との連携強化を図る<br>◆家計相談支援事業<br>・各自立相談支援機関(16社協)への積極的な事業の利用を促す  | ◆自立相談支援事業<br>・各自立相談支援機関(16社協)との連携強化を図る<br>◆家計相談支援事業<br>・各自立相談支援機関(16社協)への積極的な事業の利用を促す  |  |                                  |      |      |      |                       | 福祉指導課(塩田・9628)           | 17          |
| 14   | 1 情報提供・相談体制の強化 | ② 相談機能の充実・強化 | ア 相談体制の充実<br>○ その他の関係機関における相談    | ◆児童相談所関係事業   | ◆市町村職員研修会<br>参加者 62人<br>◆講師招聘による研修会は建て替えに向けての引渡し作業や、職員減(育児休業のため、実働せず)<br>◆巡回相談、フォローアップ相談への協力<br>14回(31件)<br>◆職員の専門性の育成<br>毎週1回(判定会後)に担当資金を準備し、ケースの検討、協議を行い、スーパードライスを実施し、専門性を向上<br>◆専門的な人材の育成と専門性の向上<br>二、ニーズを把握しテーマを絞った形での研修の実施<br>◆巡回相談への相談依頼を待つのではなく、積極的に訪問等を実施していく | ◆まずはお相談部内でケースアセスメントを行い、福祉司と心理士が役割分担して業務を行う。そのための各職種の専門性の育成が必要。<br>◆地委へ出向くことで、相談部の業務の専門性を理解してもらう。<br>◆専門的な人材の育成と専門性の向上<br>市町村職員研修会において養育福祉センター一層型相談部門の実施する専門的支援の内容を、より丁寧に説明し、周知。<br>地域に出向き、保育園や学校等と連携。  | ◆まずはお相談部内でケースアセスメントを行い、福祉司と心理士が役割分担して業務を行う。そのための各職種の専門性の育成が必要。<br>◆地委へ出向くことで、相談部の業務の専門性を理解してもらう。<br>◆専門的な人材の育成と専門性の向上<br>市町村職員研修会において養育福祉センター一層型相談部門の実施する専門的支援の内容を、より丁寧に説明し、周知。<br>地域に出向き、保育園や学校等と連携。  | ◆各相談窓口での取組を充実、継続していくと共に、相談内容に応じて、高知県の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等につなぐ等、関係機関と連携して相談者への対応を実施する。<br>◆消費生活センター、女性相談支援センター、こころ男女共同参画センター(ソール)等の相談窓口で受け付けた内容に応じ、高知県の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 | ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター等と連携して相談体制の充実 |      |      |      | 児童生活・男女共同参画課(久保・2380) | 17                       |             |
| 15   | 1 情報提供・相談体制の強化 | ② 相談機能の充実・強化 | ア 相談体制の充実<br>○ その他の関係機関における相談    | ◆消費生活センター一層型<br>◆女性相談支援センター<br>◆DV被害者支援事業<br>◆こころ男女共同参画センター管理運営費 | ◆女性相談支援センター相談件数<br>1,189件<br>◆ソールの相談件数<br>1,650件  | ◆各相談窓口での取組を充実、継続していくと共に、相談内容に応じて、高知県の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等につなぐ等、関係機関と連携して相談者への対応を実施する。<br>◆消費生活センター、女性相談支援センター、こころ男女共同参画センター(ソール)等の相談窓口で受け付けた内容に応じ、高知県の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 | ◆各相談窓口での取組を充実、継続していくと共に、相談内容に応じて、高知県の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等につなぐ等、関係機関と連携して相談者への対応を実施する。<br>◆消費生活センター、女性相談支援センター、こころ男女共同参画センター(ソール)等の相談窓口で受け付けた内容に応じ、高知県の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 | ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター等と連携して相談体制の充実   |                                  |      |      |      |                       | 児童生活・男女共同参画課(前田、橋原・2381) | 17          |
| 16   | 1 情報提供・相談体制の強化 | ② 相談機能の充実・強化 | イ ひとり親家庭を支援する関係者の質向上             | ◆ひとり親家庭等自立支援事業   | ◆母子父子自立支援員育成協議会<br>への研修会の開催や研修会への参加<br>◆ひとり親家庭福祉事務担当者会の実施(9/27)<br>◆四国ブロック母子父子自立支援員研修会の開催(10/28)<br>◆全国母子父子自立支援員研修会への参加(9/29-30)  | ◆母子父子自立支援員等の相談関係者が、現状の状況に応じた対応が適切にできよう、国等が行う各種研修会への参加やひとり親家庭の自立支援に必要な知識の習得に関する研修の実施  | ◆母子父子自立支援員等の相談関係者が、現状の状況に応じた対応が適切にできよう、国等が行う各種研修会への参加やひとり親家庭の自立支援に必要な知識の習得に関する研修の実施  | ◆母子父子自立支援員等との研修会等5回の実施   |                                  |      |      |      |                       | 児童生活課(井上・2948)           | 17          |

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29~33年度)

報告機関名(児童家庭課)

| 管理番号 | 基本的な方向    | 具体的支援の方向   | 取組の内容  | 事業名   | 平成28年度の取組  | 課題  | これからの対策(具体的な取組内容)  | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 第三次計画での数値目標   | 担当課(担当・内線)            | 計画年度(計画ページ) |
|------|-----------|------------|--|---|--|---|--|------|------|------|------|------|---|-----------------------|-------------|
| 17   | 2 就業支援の強化 | ① 就業のための支援 | ア ひより親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援<br>○ 就業情報の提供<br>○ 就業情報のあわせ<br>○ 移動相談の実施<br>○ 無料職業紹介事業の充実 | ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターの提供、就業情報のあわせ、移動相談等の支援を行っている。<br>・就業者数：68人(H27:60人)<br>・移動相談：21回<br>◆無料職業紹介事業<br>・求人登録件数：845件(H27:545件)                                     | ◆転職希望者が多く、条件に合う求人が見つからず転職につなげにくい<br>◆求職者、企業ともに応募の認知度が低い<br>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターとのさらなる連携強化       | ◆就業のミスマッチ解消に向け、ひとり親家庭のニーズを踏まえたきめ細かな支援が行えるよう、関係機関との間で連携体制を確立していく<br>◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との間で定期的に連絡会を開催し、情報共有、課題の分析等を行い、連携体制の強化を進める<br>◆遠方で未所相談が難しいひとり親家庭への支援強化<br>・移動相談の拡充 | ◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との間で定期的連絡会を開催し、情報共有、課題の分析等を行い、連携体制の強化を進める<br>◆ハローワークとの連携<br>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターとの連絡会の実施                                |      |      |      |      |      | ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就職率:60.0%<br>・移動相談実施回数:25回  | 児童家庭課(堀原・9654)        | 18          |
| 18   | 2 就業支援の強化 | ① 就業のための支援 | イ 高知家の女性しごと応援室による就業支援  | ◆全体的な就職率は向上しており、ひとり親家庭等就業・自立支援センターとも連携しながら就業支援を行っている。<br>・新規相談者数427人(累計1,107人)<br>・相談件数 1,238件(累計3,108件)<br>・就職者数 165人(累計 347人)<br>◆高知家の女性しごと応援室によるきめ細やかな就業支援 | ◆求職者、企業ともに応募の認知度が低い<br>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターとのさらなる連携強化   | ◆応募の認知度のさらなる周知<br>◆労働局や経済団体等と連携した効果的な周知<br>◆双方の業務内容や支援内容の理解<br>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターとの連絡会の実施  | ◆ハローワークとの連携<br>◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターとの連絡会の実施   |      |      |      |      |      | ◆高知家の女性しごと応援室による就業支援(3ヶ月以内の就職希望):60%  | 児童生活・男女共同参画課(竹内・9651) | 18          |
| 19   | 2 就業支援の強化 | ① 就業のための支援 | ウ 臨時的就業員等の求人情報等の提供   | ◆県の臨時的就業員等の求人情報をひとり親家庭等就業・自立支援センターへ提供している。<br>・県臨時的就業員等の求人情報提供件数:559件(うち 採用人数:4人)<br>◆市町村へ臨時的就業員求人情報を提供の協力依頼(H29.2.21)  | ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターに臨時的就業員求人情報は1市のみであり、引き続き協力依頼していく必要がある。                                      | ◆臨時的就業員求人情報の提供市町村を拡大するため、協力依頼を行う。   | ◆各市町村に臨時的就業員等の求人情報提供を依頼  |      |      |      |      |      | ひとり親家庭等就業・自立支援センターに臨時的就業員求人情報提供市町村数:全34市町村  | 児童生活課(堀田・9628)        | 18          |
| 20   | 2 就業支援の強化 | ① 就業のための支援 | エ 生活困窮者自立支援制度による就業支援<br>◆就労準備支援事業<br>◆就労訓練事業所支援事業                                    | ◆就労準備支援事業 18人<br>・相談件数 7人<br>◆就労訓練事業所支援事業<br>・県実施(23町村)<br>高知県社会福祉協議会に委託。<br>・認定事業所数 3件   | ◆直ちに就労することが困難な生活困窮者への自立支援策である、就労訓練事業(中間的就労)の受け皿となる事業所が十分に確保できていないことに加え、自立相談支援員の就業支援に関するノウハウも十分 | ◆平日や週3日といった柔軟な働き方のできる就労訓練を活用した就業支援を実施。そのために、認定就労訓練事業所の新たな開拓を要す。<br>◆認定就労訓練事業所の新規開拓<br>・各自立相談支援機関(16市区)を訪問し、認定就労訓練事業所の申請について働きかけを実施  | ◆認定就労訓練事業を通じて、認定就労訓練事業所認定の促進<br>◆生活保護就労支援員、ハローワーク等就労支援関係機関との連携強化及び自立相談支援員の就業支援ノウハウの獲得<br>◆自立相談支援事業を通じて、認定就労訓練事業、生活保護受給者等就業自立促進事業を活用した就業の実現 |      |      |      |      |      | 認定就労訓練事業を通じて就業促進の促進<br>生活保護就労支援員、ハローワーク等就労支援関係機関との連携強化及び自立相談支援員の就業支援ノウハウの獲得<br>自立相談支援事業を通じて、認定就労訓練事業、生活保護受給者等就業自立促進事業を活用した就業の実現 | 福祉指導課(堀田 9628)        | 18          |
| 21   | 2 就業支援の強化 | ① 就業のための支援 | オ 自立支援プログラム認定による支援   | ◆児童扶養手当受給者の自立支援、活動や就業能力開発の取組等の状況など、個々のニーズに応じたプログラムを策定し、就業を支援している。<br>◆母子・父子自立支援プログラム認定<br>・支援要請者:1人(前年度から継続)<br>・就職決定者数:1人                                    | ◆支援要請者、就職決定者数の減少<br>H27:3人 ⇒ H28:1人<br>・就職決定者数 H27:2人 ⇒ H28:1人                                 | ◆ハローワーク等の関係機関との役割分担、連携<br>◆個々のニーズの中身を見極め、よりきめ細やかな支援体制につなぐ<br>◆市町村等と連携し、制度の周知を進めながら、プログラム策定により生活状況等の向上が見込まれるひとり親家庭を洗い出し、働き掛けしていく。  | ◆市町村等と連携した周知、利用者の洗い出し<br>→ハローワーク等と連携し、プログラム策定によるひとり親家庭の安定した生活の実現   |      |      |      |      |      | 自立支援プログラム策定による就業者数:15人  | 児童家庭課(堀原・9654)        | 18<br>19    |

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」 5か年計画(29～33年度)

| 管理番号 | 基本的な方向    | 身体的な方向         | 取組の内容  | 事業名  | 平成28年度の取組  | 課題                                     | これからの対策<br>(具体的な取組内容)  | 29年度   | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 第三次計画での<br>数値目標      | 担当課<br>(担当・内職) | 計画<br>年次<br>番号 |
|------|-----------|----------------|--|--|--|--|--|--|------|------|------|------|----------------------|----------------|----------------|
| 22   | 2 就業支援の強化 | ② 資格や技能の取得への支援 | ア 資金面での支援<br>○ 自立支援教育訓練給付金<br>○ 給付金等<br>○ 高専職業訓練促進給付金<br>○ 高専職業訓練促進給付金<br>○ 高専職業訓練促進給付金<br>○ 高専職業訓練促進給付金<br>○ 高専職業訓練促進給付金<br>○ 高専職業訓練促進給付金<br>○ 高専職業訓練促進給付金<br>○ 高専職業訓練促進給付金 | ◆ひとり親家庭等自立支援事業<br>◆母子父子寡婦福祉金<br>◆母子父子寡婦福祉金<br>◆母子父子寡婦福祉金<br>◆母子父子寡婦福祉金<br>◆母子父子寡婦福祉金<br>◆母子父子寡婦福祉金<br>◆母子父子寡婦福祉金<br>◆母子父子寡婦福祉金<br>◆母子父子寡婦福祉金 | ◆自立支援教育訓練給付金事業<br>・利用者数1人(市分1、町分0)<br>・1市実施<br>◆高専職業訓練促進給付金事業<br>・利用者数114人(市分109、町分5)<br>・鳳(町)1、10市実施<br>◆高専職業訓練促進給付金事業<br>・賞付件数:0件<br>◆高専職業訓練促進給付金(人学奨励金)<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金 | ◆各事業の認知度が低く、利用<br>件数が伸び悩んでいる           | ◆支援を必要としているひとり親<br>家庭への情報提供が滞り、必要な<br>支援が受けられない。特に、高専<br>職業訓練促進給付金等の活用が<br>少ない。<br>◆自立支援教育訓練給付金の活用<br>が少なかった。<br>◆高専職業訓練促進給付金の活用<br>が少なかった。<br>◆高専職業訓練促進給付金の活用<br>が少なかった。<br>◆高専職業訓練促進給付金の活用<br>が少なかった。        | ◆リーフレットの配布先拡大<br>◆各事業の拡充、対象者拡大を図り、利用件数の増加につなげる |      |      |      |      | 児童家庭課<br>(沼原・9654)   | 19             |                |
| 23   | 2 就業支援の強化 | ② 資格や技能の取得への支援 | イ 技能を取得するための講座や職業訓練<br>○ ひとり親家庭等自立支援センターによる支援  | ◆ひとり親家庭等自立支援事業<br>◆高専職業訓練促進給付金事業   | ◆ひとり親家庭等自立支援センターによる就業支援の充実<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金   | ◆受講者数が増えている                            | ◆受講者のニーズに沿った講座の開催<br>・受講者のニーズに沿った講座の開催<br>・受講者のニーズに沿った講座の開催<br>・受講者のニーズに沿った講座の開催<br>・受講者のニーズに沿った講座の開催<br>・受講者のニーズに沿った講座の開催<br>・受講者のニーズに沿った講座の開催<br>・受講者のニーズに沿った講座の開催<br>・受講者のニーズに沿った講座の開催<br>・受講者のニーズに沿った講座の開催 | ◆受講者のニーズの把握、開催回数の拡充<br>→より就業に結び付きやすい講座を実施      |      |      |      |      | 児童家庭課<br>(沼原・9654)   | 19             |                |
| 24   | 2 就業支援の強化 | ② 資格や技能の取得への支援 | イ 技能を取得するための講座や職業訓練<br>○ 公共職業訓練  | ◆委託訓練事業  | ◆有効求人倍率は1.16倍と緩やかに<br>は改善しているものの、職種別の<br>求人倍率にはバランがある。<br>◆民間の教育訓練機関に委託した公<br>共職業訓練の充実<br>・訓練者 563人<br>・就業者 470人<br>・就職率 83.5%<br>・受託者 8人<br>・受託者 8人<br>・母子家庭の母等 8人<br>・就職率 100%   | さらなる就職状況の向上                            | 引き続き公共職業訓練を実施するとともに、<br>・受託訓練機関による就職支援を<br>実施する。<br>・求職者職業委託訓練を実施し、パソコン/<br>面接/面接等の資格取得や、再就職支援<br>指導員によるきめ細やかな受託生に対する<br>面談、ハローワークの求人情報の提供等に<br>より就職率の向上に取り組む。   | ◆民間の教育訓練機関に委託した公共職業訓練の実施                       |      |      |      |      | 雇用労働政策課<br>(鈴木・2572) | 19             |                |
| 25   | 2 就業支援の強化 | ③ 事業主への啓発      | ア 事業主への啓発の推進   | ◆ひとり親家庭等自立支援事業<br>◆母子父子寡婦福祉金   | ◆ひとり親家庭等自立支援センター<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金<br>・高専職業訓練促進給付金   | ◆ひとり親の雇用について<br>情報を深めながら受け入れる企業の<br>拡大 | ◆ひとり親家庭の生活状況、ニーズに沿った<br>就業機会の確保<br>◆求人企業開拓に合わせた啓発活動の強<br>化   | ◆求人企業開拓に合わせ、事業主に対してひとり親の雇用に係る助成<br>金制度等を啓発     |      |      |      |      | 児童家庭課<br>(沼原・9654)   | 20             |                |

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29～33年度)

報告機関名(児童家庭課)

| 管理番号 | 基本的な方向     | 具体的な方向     | 取組の内容   | 事業名  | 取組   | 課題  | これからの対策<br>(具体的な取組内容)   | 29年度                          | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 第三次計画での<br>数値目標 | 担当課<br>(担当・内線)                     | 計画冊子<br>記載<br>ページ |
|------|------------|------------|---|--|--|---|---|-------------------------------|------|------|------|------|-----------------|------------------------------------|-------------------|
| 26   | 3 経済的支援の充実 | ① 経済的支援の充実 | ア 経済的支援制度による支援<br>○ 児童扶養手当の適正な支給<br>○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による適正な貸付<br>○ ひとり親家庭医療費の助成<br>○ 児童扶養手当の支給回数増                            | ◆ 児童扶養手当の支給<br>・支給者数(H29.3):8,026人<br>◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付(全額額)<br>・利用者数:132人<br>・(高知市81・県51)<br>◆ ひとり親家庭医療費の助成<br>・支給対象者数(要人員):15,488人(児童含む) | ◆ 経済的支援が必要なひとり親家庭等へ情報提供を実施し届ける必要がある。<br>・母子父子寡婦福祉資金は、平成26年10月から父子寡婦も対象となっているが、利用者が少ないことから、父子寡婦に対する制度の周知が必要。                                    | ◆ 市町村と連携して制度の周知を進めるとともに、経済的支援事業の継続実施  | ◆ 児童扶養手当の支給<br>◆ 修学資金、就学支度資金(母子父子寡婦福祉資金貸付金)などの貸付  |                               |      |      |      |      |                 | 児童家庭課<br>(深原・9654)<br>(井上・2348)    | 21                |
| 27   | 3 経済的支援の充実 | ① 経済的支援の充実 | ア 経済的支援制度による支援<br>○ 生活福祉資金貸付制度による適正な貸付  | ◆ 生活福祉資金貸付事業   | ◆ 生活福祉資金貸付事業<br>「生活福祉資金貸付事業」に相対し、実施に当たってひとり親家庭等の方に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供<br>◆ 生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付                                      | ◆ 経済的支援が必要なひとり親家庭等に対する支援  | ◆ 県社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付事業」において、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付   | ◆ 生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付 |      |      |      |      |                 | 児童家庭課<br>(黒山・9090)                 | 21                |
| 28   | 3 経済的支援の充実 | ① 経済的支援の充実 | イ 子どもに対する支援<br>○ 高等学校等就学支援金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金 | ○ 私立高等学校等就学支援金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金                                 | ・ 高等学校生においては、就学支度金に加えて授業料減免制度により、年間350万未満の範囲においては、実質授業料は無償(減免補助率10/10)<br>・ 高等学校等就学資金<br>・ 小中学生については、非随帯世帯への授業料減免制度のみで家庭負担も必要(補助率2/3:学校、県各1/3) | ・ 私立小中学校に通う児童生徒の経済的支援<br>・ 私立小中学生への授業料等への経済的支援<br>○ 私立高等学校等就学支援金事業の実施<br>○ 高校生等奨学給付金事業の実施<br>○ 小中学生への授業料等への経済的支援<br>○ 年取400万円未満世帯に属する私立小中学生について、授業料等に要する経費を補助する(10万円/年)<br>○ 私立学校授業料減免補助事業の実施 | ○ 私立高等学校等就学支援金事業の実施<br>○ 高校生等奨学給付金事業の実施<br>○ 小中学生への授業料等への経済的支援<br>○ 年取400万円未満世帯に属する私立小中学生について、授業料等に要する経費を補助する(10万円/年)<br>○ 私立学校授業料減免補助事業の実施 | ◆ 補助事業等の実施                    |      |      |      |      |                 | 私学・大学支援課<br>(今津・9135)              | 21                |
| 29   | 3 経済的支援の充実 | ① 経済的支援の充実 | イ 子どもに対する支援<br>○ 高等学校等就学支援金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金<br>○ 私立中学校等修学資金                 | ◆ 高等学校等就学支援金<br>◆ 高知県高等学校等就学支援金<br>◆ 私立中学校等修学資金<br>◆ 私立中学校等修学資金<br>◆ 私立中学校等修学資金<br>◆ 私立中学校等修学資金  | ◆ 要件を満たす児童生徒全員に支給するためには、現行制度の周知徹底を図る必要がある。   | ◆ 備金ある都府県にリーフを配布するなど<br>○ 高知県高等学校等就学支援金<br>○ 高知県高等学校等就学支援金<br>○ 高知県高等学校等就学支援金   | ◆ 低所得世帯への支援の実施<br>・ 高知県高等学校等就学支援金事業<br>・ 高知県高等学校等就学支援金事業<br>・ 高知県高等学校等就学支援金事業   |                               |      |      |      |      |                 | 高等学校課<br>(香取・4051)<br>(山本(支)・4853) | 21<br>22          |

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29～33年度)

報告機関名(児童家庭課)

| 管理番号 | 基本的な方向     | 具体的支援の方向       | 取組の内容                            | 事業名            | 平成28年度の取組   | 課題   | これからの対策<br>(具体的な取組内容)   | 29年度  | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 第三次計画での<br>数値目標 | 担当課<br>(担当・内線)       | 計画期<br>子<br>数<br>ページ |
|------|------------|----------------|----------------------------------|----------------|---|--|---|---|------|------|------|------|-----------------|----------------------|----------------------|
| 30   | 3 経済的支援の充実 | ① 経済的支援の充実     | イ 子どもに対する支援<br>○ 高等学校等就学支援給付等の支給 | ◆特別支援学校就学奨励事業  | ◆特別支援学校へ在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費を補助  | ◆特別支援学校等への就学のための必要な教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、補助を行う。 | ◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費の補助を行う。<br>◆特別支援学校等への就学のために必要な教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、補助を行う。 | ◆特別支援学校等へ在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費の補助を行う。   |      |      |      |      |                 | 特別支援教育課<br>(通電-3303) | 21                   |
| 31   | 3 経済的支援の充実 | ② 派遣養育費の確保及び面会 | ア 広報・啓発活動の実施                     | ◆ひとり親家庭等自立支援事業 | ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける法律相談、養育費相談支援センター(回設置機関)についての情報提供を行っている。<br>◆各種媒体を利用したセンターの法律相談の周知<br>◆養育費相談支援センターのパンフレット配布 | ◆法律相談件数の減少<br>H27年度 68件<br>→H28年度 28件            | ◆情報提供の強化<br>・市町村と連携し、支援を必要としているひとり親への周知の徹底を図る。<br>・広報媒体の拡大を図る。                            | ◆広報・啓発活動の実施<br>市町村と連携し、様々な機会を通じて、ひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施している法律相談、養育費相談支援センターについての情報提供を行う。 |      |      |      |      |                 | 児童家庭課<br>(権原-9654)   | 22                   |
| 32   | 3 経済的支援の充実 | ② 派遣養育費の確保及び面会 | イ 法律相談の充実                        | ◆ひとり親家庭等自立支援事業 | ◆司法書士による専門相談を月2回実施し、離婚、養育費等の相談に対応している。<br>◆司法書士による専門相談24回実施、計28件  | ◆相談件数の減少<br>H27年度 68件<br>→H28年度 28件              | ◆より専門的な相談対応ができるよう、体制を充実させる。<br>-H29年度から、弁護士による法律相談(月1回)を新たに始める。                           | ◆法律相談の充実<br>ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取り決めや履行確保等に關する問題を解決するため、弁護士等専門家による個別相談を実施する。     |      |      |      |      | ・法律相談利用者数:120人  | 児童家庭課<br>(権原-9654)   | 22                   |



「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29～33年度)

報告機関名(児童家庭課)

| 管理番号 | 基本的な方向      | 具体的支援方向       | 取組の内容  | 事業名  | 平成28年度の取組   | 課題   | これからの対策(具体的な取組内容)  | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度  | 第三次計画での数値目標  | 担当課(担当(内職))        | 計画冊子記号ページ |
|------|-------------|---------------|--|--|---|--|--|------|------|------|------|---|--|--------------------|-----------|
| 33   | 4 日常生活支援の充実 | ① 保育・子育て支援の充実 | ア 保育サーブیس等の充実<br>○ 保育所等優先的利用の推進<br>○ 保育サーブیس等の充実<br>○ 保育料の軽減 | ◆ 保育サーブیس促進事業<br>・延長保育<br>13市町村140か所<br>・休日保育<br>5市12か所<br>・一時預かり<br>23市町村80か所<br>・病児・病後児保育<br>7市町村10か所  | ◆ 保育サーブイスに必要な保育士等の確保<br>◆ 病児・病後児保育における連携病院等の確保  | ◆ 多様な保育ニーズに対する保育サーブイスを充実し、促進する。<br>○ 保育所優先入所の促進を市町村へ働きかけ<br>○ 保育サーブイス等の充実のために、延長保育、休日保育一時預かり、病児・病後児保育の充実を市町村へ働きかけ<br>◆ 施設型サーブイスに加えて訪問型等少数ニーズに対応できる提供方法を検討する。   | ◆ 保育サーブイス等の充実<br>・延長保育・一時預かり・休日保育・病児・病後児保育など保育サーブイス等の充実・拡大                           |      |      |      |      |   | ○ 延長保育<br>平成31年度数値目標※1<br>21市町村149か所<br>○ 休日保育<br>平成31年度数値目標※1<br>5市13か所<br>○ 一時預かり<br>平成31年度数値目標※2<br>34市町村100か所<br>○ 病児・病後児保育<br>平成31年度数値目標※2<br>14市町村17か所<br>※1は、高知県次世代育成支援行動計画の目標数値<br>※2は、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標数値 | 幼児支援課<br>(毛井・3280) | 23        |
| 34   | 4 日常生活支援の充実 | ① 保育・子育て支援の充実 | イ 子育てや生活面での支援体制の整備<br>○ 子育て短期支援事業(トワイライト・スペース)の推進            | ◆ 高知県地域子育て支援拠点等運営事業費補助金及び地域子ども子育て支援事業費補助金<br>◆ 保護者が疾病等の場合や仕事その他の理由により、養育等が一時的に子どもを預かる事業の整備<br>◆ 事業実施のために必要な開始面を受理した。<br>・第二種社会福祉事業開始面済み市町村数:26市町村<br>◆ 事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を行った。<br>・H28年度補助金交付:8市町、466人日  | ◆ 委託先である児童養護施設等の空き不足のため、保護者が必要にむいた受け入れができていない。  | ◆ 里親、ファミリーホームを活用した、受け入れ先の開拓<br>◆ 里親制度の周知<br>◆ 事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行う。   | 里親委託の推進<br>・子育て短期支援事業の受入先として未委託里親を活用<br>・里親制度の周知<br>養護施設等への助言<br>・「新しい社会的養育ビジョン」への対応 |      |      |      |      |   | ・子育て短期支援事業<br>平成31年度目標※<br>全市町村で必要に応じて利用できる<br>※高知県子ども子育て支援事業支援計画の目標数値   | 児童家庭課<br>(山中・9655) | 23        |
| 35   | 4 日常生活支援の充実 | ① 保育・子育て支援の充実 | イ 子育てや生活面での支援体制の整備<br>○ 放課後児童クラブ等の充実<br>○ 放課後児童クラブの優先的利用の推進  | ◆ 全小学校区の約94%に放課後に子どもたちが安全に通わせる居場所である放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された。<br>○ 安全で確やかな放課後の子ども居場所づくりと学びの場充実への支援<br>放課後児童クラブ・子ども教室:307か所(実施率93.8%)<br>○ 学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するための学校支援地域本部の取組が全市町村において始まった。<br>○ 学校支援地域本部の設置促進及び活動内容の充実への支援<br>学校支援地域本部等事業の実施:34市町村67本部134校 | ◆ 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)により、地域と連携した活動の内容に差がある。<br>・児童状況がみられる子どもたちに対して、子ども教室や児童クラブで学習や遊び等の取組を推進する。<br>・施設的安全対策の周知徹底。<br>・H29の実施状況調査(毎年5月1日時点で厚生労働省が調査)の結果に基づき市町村の対応を確立し支援する。 | ◆ 安全で確やかな放課後の子ども居場所づくりと学びの場充実への支援<br>・学習支援者への補助金<br>千円×2/3<br>・防犯対策経費、教材等購入経費の補助(県1/2)<br>・放課後児童クラブ開設時間延長への補助(県1/2)<br>・子ども教室の学習室への補助(県1/2)<br>○ 学校支援地域本部の設置促進及び活動内容の充実への支援と地域学校協働本部への展開<br>○ 学校支援地域本部等事業への支援<br>・学校地域連携推進担当指導主事(4名)を中心とした支援<br>・民生・児童委員との連携促進による見守り体制の強化<br>・学校と地域との協働の場の確保・活動内容の企画・運営等への支援 | ◆ 安全で確やかな放課後の子ども居場所づくりと学びの場充実への支援<br>○ 学校支援地域本部の設置促進及び活動内容の充実<br>○ 地域学校協働本部への展開      |      |      |      |      | ◆ 放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ)<br>放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施枚数<br>平成31年度数値目標※<br>95%以上<br>※高知県子どもの貧困対策推進計画の目標数値 | 児童学習課<br>(橋本・3270)   | 23                 |           |

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29～33年度)

報告機関名(児童家庭課)

| 管理番号 | 基本方向        | 具体的方向         | 取組の内容                                       | 事業名   | 平成28年度の取組  | 課題  | これからの対策(具体的な取組内容)   | 29年度   | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度   | 第三次計画での数値目標        | 担当課(担当・内職)                | 計画年度(ページ) |
|------|-------------|---------------|---|---|--|---|---|--|------|------|------|--|--------------------|---------------------------|-----------|
| 36   | 4 日常生活支援の充実 | ① 保育・子育て支援の充実 | イ 子育てや生活面での支援体制の整備<br>○ 地域子育て支援センター等の拡充     | ◆ 地域子育て推進事業<br>28市町村45か所<br>◆ 地域子育て支援センター職員への研修<br>・研修会の開催<br>・現任者研修(1回)<br>・地域子育て推進拠点支援員養成研修(専門研修 2回 109名認定)<br>◆ 高知県安心子育て応援事業補助金による支援<br>・子育て支援に関する独自事業への補助<br>・地域での交流の場づくりへの支援(国の基準を満たさない小規模な地域子育て支援拠点施設を設置する町村への支援)など | ◆ ニーズが十分顕在化しておらず、市町村において事業実施に踏み切れない<br>◆ 在籍会員に比して提供会員が少ない  | ◆ 妊娠前から子育て期までの切れ目のない総合的な支援(高知版ネウボラ)の体制づくり<br>(重点の確保)<br>・地域の事情に応じた子育て支援拠点の設置及び地域資源を活かした交流の場の確保<br>・市町村訪問による現状把握と支援対象の明確化<br>・子ども子育て支援交付金を活用した運営費補助<br>・高知県安心子育て応援事業補助金を活用した小規模拠点の運営費補助<br>(質の確保)<br>・子育て支援センターの職員の確保・定着<br>・施設基準研修<br>・子育て支援員研修<br>・子育て支援センター現任者研修<br>・妊娠前から地域での切れ目のない支援体制を確保し、子育て支援拠点の機能強化<br>・高知県安心子育て応援事業補助金を活用した取組支援<br>・高知県の出会い、結婚・子育て応援コーナー専門相談員による取組支援 | ◆ 地域子育て支援拠点の設置促進<br>平成31年度数値目標 25市町村50か所<br>※ 高知県安心子育て応援行動計画<br>◆ 高知版ネウボラの推進<br>妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援体制の構築<br>※ 日本一の健康長寿県構想第3期Ver.2<br>◆ 構想の見直し |  |      |      |      |  |                    | 児童家庭課<br>(窪田・9641)        | 23        |
| 37   | 4 日常生活支援の充実 | ① 保育・子育て支援の充実 | イ 子育てや生活面での支援体制の整備<br>○ ファミリーサポートセンターの設置の促進 | ◆ ファミリーサポートセンター事業   | ◆ ファミリーサポートセンターの設置数:<br>3か所<br>◆ 高知版ファミリーサポートセンター設置への支援<br>◆ 会員(預けたい、預かりたい)の増加に向けてセンターのPRと研修の実施                      | ◆ ニーズが十分顕在化しておらず、市町村において事業実施に踏み切れない<br>◆ 在籍会員に比して提供会員が少ない   | ◆ 高知版ファミリーサポートセンターを市町村へ働きかける<br>◆ 会員(預けたい、預かりたい)の増加に向けた効果的なセンターのPRと研修の実施  | ◆ センター開設を市町村へ働きかける<br>◆ 制度の効果的なPR  |      |      |      |  |                    | 児童生活・男女共同参画課<br>(堀川・2384) | 23        |
| 38   | 4 日常生活支援の充実 | ① 保育・子育て支援の充実 | イ 子育てや生活面での支援体制の整備<br>○ 子どもの居場所づくりへの支援      | ◆ 子どもの居場所づくり推進事業  | ◆ 子ども食堂の設置数<br>7市3町・20箇所<br>◆ 子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(2回)<br>※ 食費の提供を通じて、子どもや保護者の居場所となる「子ども食堂」の取組が、多様な形で県内に広がっておりつつある。 | ○ 県内全域への普及(面的拡充)における課題<br>・立上げのノウハウが不足<br>・場所の確保が困難<br>・インシヤルコスト等の負担が大きい<br>○ 活動の充実(質的充実)における課題<br>・スタッフ、運営費・食材の確保が困難<br>・居場所を必要とする子どもや保護者を子ども食堂につなげる仕組みが不十分<br>・関係者同士のネットワークが不十分   | ◆ 子ども食堂の開設及び運営に関する経費の助成や手引書の作成、配布などを通じて、子ども食堂の取組を県内全域に拡大する。<br>・子ども食堂開設・運営手引書の作成<br>・子ども食堂の居場所づくりネットワーク会議の開催<br>・人材及び食料支援の仕組みの検討              | ◆ 高知県子ども食堂支援基金への寄附募集<br>◆ 高知県子ども食堂登録制度への登録<br>◆ 高知県子ども食堂支援事業補助金による財政的支援<br>◆ 県社協のコーチャーター等による伴走支援 |      |      |      | 子ども食堂の設置数<br>平成31年度数値目標<br>※ 44市町村・120箇所<br>※ 運営初年度の子ども食堂の取組<br>対象推進計画の目標値 | 児童家庭課<br>(吉井・2300) | 24                        |           |

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29～33年度)

報告機関名(児童家庭課)

| 管理番号 | 基本方向        | 具体的支援方向       | 取組の内容                           | 事業名                   | 平成28年度の取組                                       | 課題  | これからの対策(具体的な取組内容)   | 29年度  | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 第三次計画での取組目標  | 担当課(担当・内線)            | 計画年度(計画ページ)        |                 |                    |    |
|------|-------------|---------------|---------------------------------|-----------------------|---|---|---|---|------|------|------|------|--|-----------------------|--------------------|-----------------|--------------------|----|
| 39   | 4 日常生活支援の充実 | ① 保育・子育て支援の充実 | 子育てや生活面での支援体制の整備<br>○ 学習支援事業の実施 | ◆生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 | ◆平成28年度の取組<br>◆市町村教育委員会への働きかけ<br>16市町村(4市、12町村) | ◆県教育委員会の学習支援と役割分担を明確にすることが課題。<br>◆地域によっては、費用で暮らす人材を見つけていることが多く、支援員の活用・配置計画にまわっていない場合もある。また、中学生に対する教科指導力がある人材が限定的に不足している。<br>◆放課後学習のみでは、学力定着に課題のある児童生徒には、放課後や長期休業期間を活用した加力学習を実施している。放課後等学習支援員を配置した学校では、個々の学習課題に応じたより具体的な支援が行われている。<br>◆H28全国学力・学習状況調査結果放課後を利用した補充学習サークルを2回以上実施した学校の割合<br>小学校 51.8%(全国77.9%)<br>中学校 51.4%(全国50%)<br>◆放課後等学習支援員の配置状況<br>・28市町村、1学校組合<br>・小学校 90校 191名<br>・中学校 72校 273名 | ◆これまでの学校空き教室利用の学習支援は、町行政や社会福祉協議会等との協働で学校外(地域)での学習支援を実施する。<br>◆子ども食堂などを活用している社会福祉協議会に働きかけを実施。<br>◆各小中学校が必要とする学習支援員の確保<br>◆学び場人材バンク他公的機関、NPO団体等が運営する人材紹介組織の市町村教育委員会、学校への紹介や県から求人関係の確保を行うなどの協力を行う。<br>◆大学のアルバイト紹介窓口への働きかけを、あつせんの働きかけや、退職教員への声かけを行い、抜擢が可能な人材発掘を行うと同時に、高校生の有効な活用について検討を行う。 | ◆子どもの居場所づくりを兼ねた学習支援を地域で実施<br>◆11市での学習支援への取組を推進(市分)<br>5市での取組に拡<br>8市での取組に拡<br>11市での取組に拡 |      |      |      |      |  |                       |                    | ◆放課後等学習支援員の配置拡充 | 小中学校課<br>(中線:3299) | 24 |
| 40   | 4 日常生活支援の充実 | ① 保育・子育て支援の充実 | 子育てや生活面での支援体制の整備<br>○ 学習支援事業の実施 | ◆放課後等学習支援事業           | ◆平成28年度の取組<br>◆市町村教育委員会への働きかけ<br>16市町村(4市、12町村) | ◆県教育委員会の学習支援と役割分担を明確にすることが課題。<br>◆地域によっては、費用で暮らす人材を見つけていることが多く、支援員の活用・配置計画にまわっていない場合もある。また、中学生に対する教科指導力がある人材が限定的に不足している。<br>◆放課後学習のみでは、学力定着に課題のある児童生徒には、放課後や長期休業期間を活用した加力学習を実施している。放課後等学習支援員を配置した学校では、個々の学習課題に応じたより具体的な支援が行われている。<br>◆H28全国学力・学習状況調査結果放課後を利用した補充学習サークルを2回以上実施した学校の割合<br>小学校 51.8%(全国77.9%)<br>中学校 51.4%(全国50%)<br>◆放課後等学習支援員の配置状況<br>・28市町村、1学校組合<br>・小学校 90校 191名<br>・中学校 72校 273名 | ◆これまでの学校空き教室利用の学習支援は、町行政や社会福祉協議会等との協働で学校外(地域)での学習支援を実施する。<br>◆子ども食堂などを活用している社会福祉協議会に働きかけを実施。<br>◆各小中学校が必要とする学習支援員の確保<br>◆学び場人材バンク他公的機関、NPO団体等が運営する人材紹介組織の市町村教育委員会、学校への紹介や県から求人関係の確保を行うなどの協力を行う。<br>◆大学のアルバイト紹介窓口への働きかけを、あつせんの働きかけや、退職教員への声かけを行い、抜擢が可能な人材発掘を行うと同時に、高校生の有効な活用について検討を行う。 | ◆子どもの居場所づくりを兼ねた学習支援を地域で実施<br>◆11市での学習支援への取組を推進(市分)<br>5市での取組に拡<br>8市での取組に拡<br>11市での取組に拡 |      |      |      |      |  | ◆放課後等学習支援員の配置拡充       | 小中学校課<br>(中線:3299) | 24              |                    |    |
| 41   | 4 日常生活支援の充実 | ① 保育・子育て支援の充実 | 子育てや生活面での支援体制の整備<br>○ 学習支援事業の実施 | ◆放課後等学習支援事業           | ◆平成28年度の取組<br>◆市町村教育委員会への働きかけ<br>16市町村(4市、12町村) | ◆県教育委員会の学習支援と役割分担を明確にすることが課題。<br>◆地域によっては、費用で暮らす人材を見つけていることが多く、支援員の活用・配置計画にまわっていない場合もある。また、中学生に対する教科指導力がある人材が限定的に不足している。<br>◆放課後学習のみでは、学力定着に課題のある児童生徒には、放課後や長期休業期間を活用した加力学習を実施している。放課後等学習支援員を配置した学校では、個々の学習課題に応じたより具体的な支援が行われている。<br>◆H28全国学力・学習状況調査結果放課後を利用した補充学習サークルを2回以上実施した学校の割合<br>小学校 51.8%(全国77.9%)<br>中学校 51.4%(全国50%)<br>◆放課後等学習支援員の配置状況<br>・28市町村、1学校組合<br>・小学校 90校 191名<br>・中学校 72校 273名 | ◆これまでの学校空き教室利用の学習支援は、町行政や社会福祉協議会等との協働で学校外(地域)での学習支援を実施する。<br>◆子ども食堂などを活用している社会福祉協議会に働きかけを実施。<br>◆各小中学校が必要とする学習支援員の確保<br>◆学び場人材バンク他公的機関、NPO団体等が運営する人材紹介組織の市町村教育委員会、学校への紹介や県から求人関係の確保を行うなどの協力を行う。<br>◆大学のアルバイト紹介窓口への働きかけを、あつせんの働きかけや、退職教員への声かけを行い、抜擢が可能な人材発掘を行うと同時に、高校生の有効な活用について検討を行う。 | ◆子どもの居場所づくりを兼ねた学習支援を地域で実施<br>◆11市での学習支援への取組を推進(市分)<br>5市での取組に拡<br>8市での取組に拡<br>11市での取組に拡 |      |      |      |      | ◆学カアップ事業の実施<br>◆学力定着把握検査<br>◆高等学校つなごき教員の配付・活用<br>◆学習支援員事業<br>◆個々に応じた適切な学力の育成<br>◆教科書・校内研修の充実 | 高等学校課<br>(山本(間):4907) | 24                 |                 |                    |    |

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」5か年計画(29～33年度)

報告機関名(児童家庭課)

| 管理番号 | 基本的な方向      | 具体的支援の方向      | 取組の内容   | 事業名             | 平成28年度の取組  | 課題   | これからの対策<br>(具体的な取組内容)  | 29年度                         | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 第三次計画での<br>数値目標 | 担当課<br>(担当・内線)     | 計画<br>ページ |
|------|-------------|---------------|---|-----------------|--|--|--|------------------------------|------|------|------|------|-----------------|--------------------|-----------|
| 42   | 4 日常生活支援の充実 | ① 保育・子育て支援の充実 | 子育てや生活面での支援体制の整備<br>○ 母子生活支援施設の支援機能の充実                    | 事業名             | ◆母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備<br>◆様々な理由により母子生活支援施設への入所を希望する母子世帯への入所支援<br>◆母子支援員による相談専門機関への紹介<br>◆心理専門職員(外部相談員を含む)による心理面への支援<br>◆関係機関との連携・情報共有<br>安芸和光寮・ちぐさの入所世帯数・入所者数:2施設31世帯92人(H29.3末) | ◆DV入所の増加により子どもも含めた心理面でのケア(発達障害含む)が求められていることへの対応<br>◆市町村等関係機関と母子生活支援施設の連携・情報共有<br>◆退所者への継続的支援   | ◆関係機関との連携、自立に向けての支援の充実<br>◆児童相談所との連携、自立に向けての支援の充実<br>◆職員スキルアップのための研修参加 |                              |      |      |      |      |                 | 児童家庭課<br>(黒石・2948) | 24        |
| 43   | 4 日常生活支援の充実 | ② 住宅確保のための支援  | ア 住宅を確保するための取組<br>○ 公営住宅への入居について優遇措置の実施<br>○ 民間賃貸住宅への入居支援 | ◆東営住宅管理         | ◆住宅を確保するための取組の充実<br>◆公営住宅への入居について優遇措置を実施<br>◆「高知県営住宅の設置及び管理に関する条例」の改正を行い、平成21年度から実施する空室の抽選の廃止、ひとり親家庭等の入居当選確率を高める新たな優遇措置を実施することとした。   | ◆東営住宅をはじめとする公営住宅は、公営住宅法により住宅に国納する民間所有物件に対して、低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、入居にあたっては、原則として公開によることとされている。このため、すべての該当世帯の入居希望にこたえられない。 | ◆ひとり親家庭の住宅確保のための支援として、東営住宅への入居を要請において、当選確率の高くなる優遇措置を講じていく。             | ◆優遇措置の実施効果の検証<br>検証に伴う見直し    |      |      |      |      |                 | 住宅課<br>(黒谷川・2893)  | 24        |
| 44   | 4 日常生活支援の充実 | ② 住宅確保のための支援  | ア 住宅を確保するための取組<br>○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)             | ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付(全額返)<br>◆貸付人数:133人<br>(高知市81、県51)<br>(住宅資金・転宅資金の貸付実績なし)   | ◆経済的支援が必要となり親世代等へ情報を確実に届ける必要がある。<br>◆母子父子寡婦福祉資金は、平成26年10月から父子家庭も対象となつてはいるが、利用者が少ないことから、父子家庭に対する制度の周知が必要。                                     | ◆市町村と連携して制度の周知を進めるとともに、経済的支援事業の継続実施                                    | ◆住宅資金、転宅資金(母子父子寡婦福祉資金貸付金)の貸付 |      |      |      |      |                 | 児童家庭課<br>(井上・2948) | 24        |